

情報監視審査会（仮称）の設置等について（骨子案）

平成 26 年 5 月 19 日

※法規の区分は、国会法、各議院規則、各議院の憲法審査会規程等を参考に、大体のイメージを記載しているものであり、今後の検討において変更される可能性がある。なお、「規程」とは、「(各議院の) 情報監視審査会規程（仮称）」（新設）を想定している。

第 1 組織

法律

1 情報監視審査会の設置

各議院に常設の組織として「情報監視審査会（仮称）」を置く。

規程

2 情報監視審査会の構成

(1) 委員数

情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

規程

(2) 委員の選任

委員は、各会派の議席数に応じて委員数を割り当てた上で、議院の過半数の議決により選任する。

規程

(3) 会長の選任

会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

規程

(4) 宣誓

委員は、その就任に当たり、宣誓するものとする。

規程

(5) 正副議長の出席・発言

正副議長は、情報監視審査会に出席し発言することができる。

※議院運営委員会と同様に、正副議長は、情報監視審査会の決定により、情報監視審査会の会議に常時出席し、発言する。

規程

3 情報監視審査会の開会

情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

規程

4 情報監視審査会の議事

情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否

同数のときは、会長の決するところによる。

第2 任務及び権限

法律

1 特定秘密に係る行政運用の監視

- ① 情報監視審査会は、特定秘密に係る行政運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府から特定秘密保護法 19 条の規定による毎年の報告を受けるとともに、その調査審議をするものとする。
- ② 情報監視審査会は、①の目的のため、行政機関の長及び職員、参考人等の出席を求め、その説明を聴くとともに、情報監視審査会事務局の職員に調査させることができる。
- ③ 情報監視審査会は、①の目的のため、①の政府の報告、②の説明の聴取及び事務局職員の調査その他の端緒に基づいて、必要と認めるときは、「国会が定める保護措置 A^{※1}」を講じた上で、議長を経由して、政府に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。
※1 国会が定める保護措置 A では、委員の特別な選任方法、秘密会、特定秘密に接する者の範囲制限、事務局職員の適性評価、物理的に保護された施設の利用等を定めることを想定している。
- ④ 政府は、情報監視審査会から特定秘密の提出又は提示を求められたときは、「国会が定める保護措置 A」を講じた情報監視審査会に対する特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、その求めに応じなければならない。
- ⑤ 政府が④の求めに応じない場合は、その理由を情報監視審査会に疎明しなければならない。情報監視審査会は、その理由を受諾できないときは、その特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。
- ⑥ 情報監視審査会は、監視の結果、必要があると認めたときは、政府に対し、特定秘密に係る行政運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

- ⑦ 情報監視審査会は、政府に対し、⑥の勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

2 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会による国政調査への政府の対応の審査

- ① 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が、「国会が定める保護措置B^{※2}」を講じた上で、国会法 104 条 1 項に基づき報告・記録の提出又は提示の要求をした場合において、政府が「国会が定める保護措置B」を講じた各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会に対する特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあることを拒否の理由として同条 2 項の疎明をし、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会がその拒否の理由を受諾できないときは、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会は、同条 3 項以下の手続に代えて、当該議院の情報監視審査会に対し、政府の対応の審査を要請することができる。

※2 国会が定める保護措置Bでは、秘密会、特定秘密に接する者の範囲制限、物理的に保護された施設の利用等を定めることを想定している。

- ② 情報監視審査会は、①の要請に応じて審査を行うものとする。この場合においては、1の②から⑤までと同様とするほか、①の要請をした委員会又は参議院の調査会の委員長又は調査会長並びに所属議員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事は、その審査の際、情報監視審査会に出席し、発言することができる。この場合において、特別委員長又は調査会長及び互選された理事については、その出席し、発言することについて、議院の承認を得なければならない。

※情報監視審査会に出席し、発言する理事の互選については、規程に規定することを想定

- ③ 情報監視審査会は、求めに応じて特定秘密が提出又は提示されたときは、①の要請をした議院又は委員会に対する政府の資料提出拒否の適否を調査審議の上、その審査の結果に基づき、次のいずれかの措置をとる。

- (a) 政府に対し、①の提出又は提示の要求に係る報告・記録を①の要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に提出又は提

示するよう勧告をする。この場合において、その勧告は、提出又は提示を求める特定秘密の範囲を限定して行うことができる。

(b) ①の要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対し、報告・記録の全部又は一部についての不提出又は不提示に係る理由を受諾すべき旨を通知する。

※ (a)、(b)いずれの場合も、情報監視審査会の審査に出席・発言した①の要請に係る委員会又は参議院の調査会の委員長又は調査会長及び互選された理事は、特定秘密の漏えいにわたらない範囲で委員会又は参議院の調査会運営に反映させることが可能。

④ ③(a)の勧告があったときは、政府は、次のいずれかの措置をとらなければならない。

(a) ③(a)の勧告を尊重して、報告・記録の提出又は提示をする。

(b) ③(a)の勧告に係る報告・記録を①の要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に提出又は提示しない理由を、情報監視審査会に疎明する。

⑤ 情報監視審査会は、④(b)の理由を受諾できないときは、③(a)の勧告に係る報告・記録の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

規程

3 報告書の作成

① 情報監視審査会は、毎年、その行った活動についての経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するとともに、公表するものとする。

② ①のほか、情報監視審査会は、必要があると認めるときは、報告書を作り、会長からこれを議長に提出するとともに、公表することができる。

第3 情報監視審査会における保護措置

1 会議の非公開等

(1) 会議の非公開

情報監視審査会の会議は、非公開（秘密会）とする。ただし、情報監視審査会は、その決議により公開することができる。

規程

(2) 会議録

規程

(a) 会議録の作成

情報監視審査会は、会議録を作成する。

規程

(b) 会議録の非公表

会議録は、公表しない。ただし、公開で行われた会議の会議録については、公表する。

2 秘密資料の取扱い

規程
運用

(1) 情報監視審査会の会議を行う施設

情報監視審査会の会議は、特定秘密の保護のために必要な措置（電波等の遮断、盗聴防止、入退室の制限等）が講ぜられた部屋の中において行う。

法律
規程

(2) 同席する職員の限定

情報監視審査会事務局の職員は、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者のみ、情報監視審査会の会議に同席することができる。（第4の2参照）

規程
運用

(3) 提出された特定秘密の保管

政府から各議院又は各議院の委員会、参議院の調査会若しくは各議院の情報監視審査会に提出された特定秘密は、その保護のために必要な措置が講ぜられた施設において、当該議院の情報監視審査会事務局が保管する。

規程

(4) 提出された特定秘密の閲覧

情報監視審査会の委員は、正当な理由があると会長が認めるときは、情報監視審査会の審査又は調査に必要な範囲で、情報監視審査会に提出された特定秘密であって(3)により保管されているものの閲覧等を行うことができる。

※各委員会又は参議院の調査会の委員が情報監視審査会の委員の閲覧等に準じて閲覧等を行うことができることを規則に規定することを想定。

3 秘密漏えいに対する懲罰・罰則

(1) 懲罰

規程

(a) 情報監視審査会の委員及び職員の守秘義務

情報監視審査会の委員及びその事務に従事する職員は、情報監視審査会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(b) 守秘義務に違反した議員の懲罰事犯としての取扱い

(a)に違反した議員については、懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

※衆議院規則の改正により、(a)の守秘義務に違反した議員を懲罰事犯として懲罰委員会に付託する旨を明確化する。

(2) 罰則

秘密を漏えいした議員（免責特権の対象となる場合を除く。）・職員については、特定秘密保護法 23 条 2 項に規定する罰則（5 年以下の懲役・500 万円以下の罰金）が適用される。

第 4 事務局

1 所掌事務

情報監視審査会に事務局を置き、調査活動の補佐、委員会運営の補佐、提供を受けた秘密資料の管理・警備等の事務を行わせるものとする。

2 職員に対する適性評価

情報監視審査会の事務に新たに従事することが見込まれることとなった職員に対し、**適性評価**を行うものとする。

※情報監視審査会事務局の職員に対する適性評価は、行政機関の職員と同程度のものを想定

第 5 検討事項

附則に、次の事項を盛り込むものとする。

- 1 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密に係る行政運用の監視(イメージ)

衆議院

参議院

情報監視審査会(仮称)

国会が定める保護措置A

会長(1人)・委員(7人)



- (例)・委員の特別な選任方法
・会議は非公開(秘密会)
・事務局職員の適性評価
・物理的に保護された施設 等

- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任



※正副議長は、情報監視審査会に出席し発言することができる。

活動内容

- ・常設の組織であり、会議は非公開(秘密会)
 - ・常時監視のため、政府からの年次報告、スタッフの調査、行政機関の長等からの説明聴取を基に、特定秘密の指定・解除等を調査審議
- [①~⑥の流れ]
- ・報告書の作成
 - ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

④ 提出・提示された特定秘密を基に調査審議

⑤ 運用改善の勧告

③ 提出・提示

③' 拒否
+理由の疎明
+内閣声明

② 特定秘密の提出・提示要求

①' スタッフの調査、行政機関の長等からの説明聴取

① 毎年の報告

特定秘密

政府
各行政機関

⑥ 対応を検討
運用改善 等

衆議院と同様の組織・仕組みを整備
(参議院の調査会についても、規定を整備)

(2) 委員会等による国政調査への 政府の対応の審査(イメージ)

衆議院

情報監視審査会(仮称)

国会が定める保護措置A

会長(1人)・委員(7人)



・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
・議院の過半数の議決により選任



※正副議長は、情報監視審査会に出席し発言することができる。



※③の要請をした委員会の委員長並びに最大会派所属の理事のうちから互選された理事及び最大会派以外の会派所属の理事のうちから互選された理事(計3人)も、議院の承認を得て、出席・発言が可能。

活動内容

- ・常設の組織で、会議は非公開(秘密会)
- ・委員会に対する政府の資料提出・提示拒否の適否を調査審議の上、**審査**
- ・報告書の作成
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

参議院

衆議院と
同様の
組織・仕組み
を整備

(参議院の調査会
長等が情報監視
審査会に出席する
際にも参議院の承
認を要するものと
する等の規定も、
併せて整備)

